

## 第25号議案

加東市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

加東市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市介護保険条例の一部を改正する条例

加東市介護保険条例（平成18年加東市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第2項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第3項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「200万円」を「210万円」に改め、同条第4項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「300万円」を「320万円」に改め、同条第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第6項中「平成30年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「、31,800円とし、令和元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、26,500円とし、令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず」を削り、同条第7項中「令和元年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「、44,200円とし、令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず」を削り、同条第8項中「令和元年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「、51,300円とし、令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず」を削る。

第8条第1項中「合計所得金額」の右に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）」を加える。

附則第14項中「（昭和32年法律第26号）」を削る。

附則第15項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウ

イルス感染症」という。)」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。次号において同じ。)」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第15項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の加東市介護保険条例第5条及び第8条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 第25号議案 要旨

### 加東市介護保険条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）の公布により、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）の一部が改正されることに伴い、介護保険料に係る基準所得金額の改正を行うもの及び介護保険法（平成9年法律第9号）第129条第3項の規定に基づき、介護保険料の改正を行うものである。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を特措法附則第1条の2第1項の規定を引用しない表現に改める必要があるため、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正内容

##### (1) 基準所得金額を改めること。（第5条関係）

ア 対象者を定める保険料段階の第7段階と第8段階を区分する基準所得金額を「200万円」から「210万円」に、第8段階と第9段階を区分する基準所得金額を「300万円」から「320万円」に改める。

##### (2) 保険料率を定めること。（第5条関係）

ア 第8期（令和3年度から令和5年度まで）介護保険料基準額（以下「基準額」という。）を第7期（平成30年度から令和2年度まで）と同額とし、第1号被保険者の前年の合計所得金額等により保険料を下表のとおり定める。

イ 令和3年度から令和5年度までにおける第1段階から第3段階までに区分される市民税非課税世帯の第1号被保険者の保険料の額を下表のとおり定める。

保険料段階	対象者	構成比 (%)	基準額に対する割合	年額保険料 (円)
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者又は前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	12.9	0.50	35,400
			公費負担による軽減後は 0.30	公費負担による軽減後は 21,200
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の	7.8	0.75	53,100

	合計額が 80 万円超 120 万円以下の方		公費負担による軽減後は 0.50	公費負担による軽減後は 35,400
第 3 段階	・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 120 万円超の方	7.0	0.75 公費負担による軽減後は 0.70	53,100 公費負担による軽減後は 49,500
第 4 段階	・世帯員のいずれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 80 万円以下の方	12.5	0.90	63,700
第 5 段階	・世帯員のいずれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、第 4 段階以外の方	17.3	1.00	70,800
第 6 段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	17.9	1.20	84,900
第 7 段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	12.9	1.30	92,000
第 8 段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	6.0	1.50	106,200
第 9 段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上 500 万円未満の方	3.4	1.70	120,300
第 10 段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 500 万円以上の方	2.3	1.90	134,500
合計	—	100.0	—	—

- (3) 合計所得金額の定義を加えること。(第 8 条関係)
- (4) 新型コロナウイルス感染症の定義を改めること。(附則関係)
- (5) 所要の文言整理を行うこと。(附則関係)

### 3 市民負担への影響

基準額となる第 5 段階の年額保険料は増減なし。なお、第 7 期同様、国の定める 9 段階を細分化し、第 10 段階を設け、被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階

を設定することで全体の負担額を抑える。

また、市民税非課税世帯の基準額に対する割合を引き下げることにより、第1段階に区分される第1号被保険者の年額保険料負担は、14,200円、第2段階に区分される第1号被保険者の年額保険料負担は、17,700円、第3段階に区分される第1号被保険者の年額保険料負担は、3,600円軽減される。

#### 4 市財政への影響

介護サービス給付費等の増加により、保険料収納必要額は約2,320,664千円で、約56,632千円の増加が見込まれる。一方、65歳以上の1号被保険者の増加に伴う保険料収納額の増加や介護給付費準備基金の取り崩しにより、介護保険保険事業特別会計の収支の均衡は保たれる。

また、第1段階から第3段階に区分される第1号被保険者にかかる軽減補助金額は、3年間で総額約111,790千円、うち市の負担分は約27,947千円と見込んでいる。

#### 5 施行期日

- (1) 2(1)、(2)、(3)及び(5)関係 令和3年4月1日
- (2) 2(4)関係 公布の日



減額賦課に係る令和元年度 \_\_\_\_\_ における保険料率は、同号の規定にかかわらず、44,200円とし、令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、35,400円とする。

8 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度 \_\_\_\_\_ における保険料率は、同号の規定にかかわらず、51,300円とし、令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、49,500円とする。

(普通徴収の特例)

第8条 保険料の算定の基礎に用いる市町村民税の課税非課税の別又は地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ が確定しないため当該年度分の保険料を確定することができない場合においては、その確定する日までの間に限り、当該第1号被保険者について、その者の前年度の保険料を当該年度の納期の数で除して得た額（市長が必要と認める

減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず \_\_\_\_\_、35,400円とする。

8 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず \_\_\_\_\_、49,500円とする。

(普通徴収の特例)

第8条 保険料の算定の基礎に用いる市町村民税の課税非課税の別又は地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額 （租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、

第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。） が確定しないため当該年度分の保険料を確定することができない場合においては、その確定する日までの間に限り、当該第1号被保険者について、その者の前年度の保険料を当該年度の納期の数で除して得た額（市長が必要と認める

場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。)を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

2 (略)

附 則

(延滞金の割合の特例)

1 4 当分の間、第 1 1 条第 1 項に規定する延滞金の年 1 4. 6 パーセントの割合及び年 7. 3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和 3 2 年法律第 2 6 号)第 9 3 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。)に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年 7. 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 1 4. 6 パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7. 3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7. 3 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7. 3 パーセントの割合を超える場合には、年 7. 3 パーセントの割合)とする。

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)

1 5 令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料

場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。)を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

2 (略)

附 則

(延滞金の割合の特例)

1 4 当分の間、第 1 1 条第 1 項に規定する延滞金の年 1 4. 6 パーセントの割合及び年 7. 3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法\_\_\_\_\_第 9 3 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。)に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年 7. 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 1 4. 6 パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7. 3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7. 3 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7. 3 パーセントの割合を超える場合には、年 7. 3 パーセントの割合)とする。

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)

1 5 令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料

(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する場合は、第14条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)

\_\_\_\_\_により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合

(2) (略)

(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する場合は、第14条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。次号において同じ。)により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合

(2) (略)